

議案第43号関係資料

保健、衛生事業の取扱いについて

平成 16 年 2 月
秋田市・河辺町・雄和町
合 併 協 議 会

(様式1)

行政制度等の調整方針(案)総括表

(37) 保健、衛生事業

保健専門部会

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
1	献血推進事業				B	
2	秋田市保健所衛生関係協議会		×	×	B	
3	衛生統計調査		×	×	B	
4	学生実習				B	
5	介護老人保健施設関係事務		×	×	B	
6	介護サ - ビス施設・事業所調査		×	×	B	
7	栄養士、管理栄養士免許関係事務		×	×	B	
8	調理師免許関係事務		×	×	B	
9	医療法人関係事務		×	×	B	
10	病院関係事務		×	×	B	
11	死体解剖保存関係事務		×	×	B	
12	放射線関係事務		×	×	B	
13	原爆被爆者関係事務		×	×	B	
14	医師免許関係事務		×	×	B	
15	歯科医師免許関係事務		×	×	B	
16	歯科技工士免許関係事務		×	×	B	
17	診療放射線技師免許関係事務		×	×	B	
18	視能訓練士免許関係事務		×	×	B	
19	臨床検査技師、衛生検査技師免許関係事務		×	×	B	
20	理学療法士、作業療法士免許関係事務		×	×	B	

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
21	保健師、助産師、看護師、准看護師免許関係事務		×	×	B	
22	薬剤師免許関係事務		×	×	B	
23	受胎調節実地指導員関係事務		×	×	B	
24	医薬品一般販売業・特例販売業関係事務		×	×	B	
25	薬局、薬種商、配置販売業、卸売一般販売業、医療用具販売業関係事務		×	×	B	
26	毒物劇物販売業関係事務		×	×	B	
27	麻薬および向精神薬関係事務		×	×	B	
28	覚せい剤関係事務		×	×	B	
29	調理師試験関係事務		×	×	B	
30	栄養改善関係事務		×	×	B	
31	栄養改善関係事業		×	×	B	
32	特定給食関係事務		×	×	B	
33	特定給食関係事業		×	×	B	
34	病院・診療所立入検査関係業務		×	×	B	
35	診療所・助産所関係業務		×	×	B	
36	施術所、歯科技工所関係業務		×	×	B	
37	放射線(診療所)関係業務		×	×	B	
38	医薬品一般販売業および特例販売業薬事監視		×	×	B	
39	毒物劇物販売業立入検査		×	×	B	
40	保健所精度管理事務		×	×	B	

(注1) 該当する項目(事務事業名等)を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講ずることとした場合に 印を表示。

番号	項目（事務事業名等）	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
41	衛生検査所立入検査		×	×	B	
42	岩見三内診療所関係	×		×	B	
43	健康21計画推進事業				B	
44	健康診査の事後指導 生活習慣改善指導				B	
45	健康診査の事後指導 骨粗鬆症検診事後指導		×		B	
46	歯科相談				B	
47	歯科衛生士による成人歯科相談			×	B	
48	歯科衛生士による乳幼児の歯科相談				B	
49	栄養相談				B	
50	栄養士による食生活健康相談		×	×	B	
51	栄養士による乳幼児の栄養相談		×	×	B	
52	老人保健事業 健康相談室		×	×	B	
53	医療電話相談		×	×	B	
54	育児相談(相談室)				B	
55	地域の健康教育・健康相談				B	
56	歯科衛生士による地域の健康教育・健康相談(乳幼児)		×	×	B	
57	栄養士による地域の健康教育・健康相談(乳幼児)		×	×	B	
58	家庭訪問(母子)				B	
59	栄養士による家庭訪問(母子)		×	×	B	
60	幼児健康診査(精密健康診査)				B	

番号	項目（事務事業名等）	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
61	幼児健全発達支援事業		×	×	B	
62	母子保健推進員育成	×			C	
63	両親学級		×	×	B	
64	乳幼児健康教育相談		×	×	B	
65	母子健康手帳交付				B	
66	訪問(妊産婦・新生児)				B	
67	栄養士による訪問(妊産婦)		×	×	B	
68	思春期健康づくり事業(相談・教育事業)	×			C	
69	中学生の赤ちゃんとのふれあい体験学習	×			C	
70	健康相談および教育				B	
71	歯科衛生士による地域での歯科相談および教育(成人)		×	×	B	
72	栄養士による地域での栄養相談および教育(成人)		×	×	B	
73	介護家族健康教育				B	
74	健康教育 骨粗鬆症予防				B	
75	健康教育 男性料理教室		×	×	B	
76	健康教育 女性のための食生活講座		×	×	B	
77	健康教育 栄養改善学級		×	×	B	
78	健康教育 地域健康講話会		×	×	B	
79	健康手帳の交付				B	
80	訪問指導				B	

(注1) 該当する項目(事務事業名等)を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

番号	項目（事務事業名等）	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
81	歯科衛生士による訪問指導		×	×	B	
82	栄養士による訪問指導		×	×	B	
83	母子健康手帳別冊の交付				B	
84	未熟児養育事業(訪問指導)		×	×	B	
85	健康な地域づくり活動事業	×	×		C	
86	母子保健部会		×	×	B	
87	環境保健サーベイランス調査委託業務		×	×	B	
88	健康判定事業 一次判定		×	×	B	
89	健康判定事業 二次判定		×	×	B	
90	健康判定事業 運動指導教室		×	×	B	
91	離乳食教室				B	
92	幼児食教室		×	×	B	
93	地域参加型機能訓練事業(移動リハビリ教室)「B型」		×	×	B	
94	基本型機能訓練事業「A型」		×	×	B	
95	機能訓練コーナー開故事業		×	×	B	
96	老人保健医療部会				B	
97	秋田県都市保健衛生協議会		×	×	B	
98	母と子のよい歯のコンクール		×	×	B	
99	健康福祉まつり	×			B	
100	生活習慣病予防事業	×	×		C	

番号	項目（事務事業名等）	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
101	母子保健計画	×	×		C	
102	健康カード作成業務		×	×	B	
103	幼児健康診査(1歳6か月児健診・3歳児健診)				B	
104	2歳児歯科健康診査				B	
105	乳児健康診査(4か月、7か月、10か月)				B	
106	妊婦健康診査事業				B	
107	妊婦歯科健康診査				B	
108	妊婦中毒症等療養援護費支給事業		×	×	B	
109	老人保健事業(健康診査)				B	
110	夜間休日応急診療所運営管理業務		×	×	B	
111	病院郡輪番制病院施設等整備事業		×	×	B	
112	小児慢性特定疾患治療研究費補助金関係業務		×	×	B	
113	未熟児養育医療業務管理		×	×	B	
114	秋田県小児保健会負担金		×	×	B	
115	精神保健福祉法事務				B	
116	精神保健ボランティア育成事業		×	×	B	
117	ふれあい運動会		×	×	B	
118	精神障害者ホームヘルパー派遣事業				B	
119	デイケア・ソーシャルクラブ		×	×	B	
120	健康教育		×	×	B	

(注1) 該当する項目(事務事業名等)を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

番号	項目（事務事業名等）	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
121	精神保健・福祉相談訪問支援		×		B	
122	委任事務		×	×	B	
123	精神障害者小規模作業所育成事業		×	×	B	
124	秋田市南浜共同作業所管理		×	×	B	
125	結核予防接種事業				B	
126	結核対策事業		×	×	B	
127	結核対策特別促進事業		×	×	B	
128	結核医療費公費負担事業		×	×	B	
129	予防接種事業				B	
130	予防接種事業（特別予防接種該当者支援事業）			×	B	
131	予防接種事業（予防接種事業協議会）		×	×	B	
132	予防接種事業（予防接種講演会）		×	×	B	
133	難病患者等居宅生活支援事業		×	×	B	
134	難病患者地域支援対策推進事業		×		B	
135	難病対策事業（経由事務）		×	×	B	
136	エイズ予防対策事業		×	×	B	
137	結核・感染症発生動向調査事業		×	×	B	
138	感染症予防事業		×	×	B	
139	感染症予防対策事業				B	
140	食品衛生法に基づく施設の営業許可および監視指導		×	×	B	

番号	項目（事務事業名等）	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
141	食品の収去検査、特殊検査		×	×	B	
142	食中毒に関する調査、事務		×	×	B	
143	不良食品・違反食品に関する調査、事務		×	×	B	
144	市場における流通食品の監視・検査		×	×	B	
145	秋田市フグの取扱いに関する指導要綱に基づく事務および監視指導		×	×	B	
146	食品衛生協会および食品関係団体の指導育成		×	×	B	
147	食品取扱者および消費者の衛生教育・啓発普及・相談		×	×	B	
148	犬の登録・狂犬病予防注射に関する業務				B	
149	狂犬病予防法による犬の捕獲、抑留、処分に関する業務		×	×	B	
150	動物愛護事業		×	×	B	
151	犬猫の引き取り		×	×	B	
152	負傷動物の保護、収容		×	×	B	
153	秋田県動物の愛護及び管理に関する条例に係わる事業		×	×	B	
154	化製場等に関する法律に係わる許可および衛生指導		×	×	B	
155	と畜場の設置許可に係わる事務		×	×	B	
156	と殺もしくは解体した獣畜の検査に係わる事務		×	×	B	
157	と畜場の衛生指導に係わる業務		×	×	B	
158	食鳥処理場の許可に係わる業務		×	×	B	
159	食鳥処理衛生管理者の配置等に係わる業務		×	×	B	
160	食鳥の検査に係わる業務		×	×	B	

（注1）該当する項目（事務事業名等）を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

（注2）「区分」欄には、調整方針（案）の区分を表示。（A：現行どおり、B：統一、C：廃止）

（注3）「経過措置」欄には、調整方針（案）で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

番号	項目（事務事業名等）	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
161	食鳥処理場の衛生指導に係わる業務		×	×	B	
162	旅館業、興行場、公衆浴場の営業許可および衛生指導		×	×	B	
163	理容所、美容所、クリーニング所の開設確認および衛生指導		×	×	B	
164	特定建築物の届出の受理および衛生指導		×	×	B	
165	温泉利用施設の許可および衛生指導		×	×	B	
166	温泉の掘削、増掘等の許可申請等の受理および進達		×	×	B	
167	有害物質を含有する家庭用品の試買検査および指導		×	×	B	
168	専用水道の確認および衛生指導		×	×	B	
169	簡易専用水道の届出の受理および衛生指導		×	×	B	
170	小規模水道事業の経営認可および衛生指導		×	×	B	
171	飲用井戸等の衛生指導		×	×	B	
172	コインオペレーションクリーニング施設の届出の受理および衛生指導		×	×	B	
173	遊泳用プールの届出の受理および衛生指導		×	×	B	
174	衛生害虫に関する相談		×	×	B	
175	食品衛生関係理化学検査		×	×	B	
176	食品衛生関係微生物検査		×	×	B	
177	環境衛生関係理化学検査		×	×	B	
178	環境衛生関係微生物検査		×	×	B	
179	感染症検査		×	×	B	
180						

番号	項目（事務事業名等）	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
181						
182						
183						
184						
185						
186						
187						
188						
189						
190						
191						
192						
193						
194						
195						
196						
197						
198						
199						
200						

- (注1) 該当する項目（事務事業名等）を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。
(注2) 「区分」欄には、調整方針（案）の区分を表示。（A：現行どおり、B：統一、C：廃止）
(注3) 「経過措置」欄には、調整方針（案）で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

(様式2)

行政制度等の調整方針(案)

(37)保健、衛生事業

保健専門部会

項目 (事務事業名等)	現況			課題	調整方針(案)
	秋田市	河辺町	雄和町		
1 献血推進事業	秋田市保健所管内481ヶ所の事業所、学校等に対する献血協力要請	事業所等に対する献血協力要請	事業所等に対する献血協力要請	合併に伴い市域が広域になるため、両町の各事業所に精通した職員による献血の推進が必要となる。	合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、献血推進の窓口については引き続き両町に設け、日赤血液センターとの協力により献血推進業務を行う。
2 秋田市保健所衛生関係協議会	公衆衛生(食品衛生、環境衛生等)の向上と、対物サービスの充実をはかるために、関係各層の意見を施策に広く反映させることを目的に設置	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
3 衛生統計調査	厚生労働・医療行政の基礎資料を得ることを目的として実施	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
4 学生実習	専門技術職員の養成および確保等に資するため実施	専門技術職員の養成および確保等に資するため実施	専門技術職員の養成および確保等に資するため実施	秋田市と両町が同等の制度で実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
5 介護老人保健施設関係事務	介護保険法第100条に基づく介護老人保健施設(市内13施設)の実地指導を実施	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
6 介護サービス施設・事業所調査	介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得るために実施	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調 整 方 針 (案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
7 栄養士、管理栄養士免許関係事務	県經由事務（申請受付）	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
8 調理師免許関係事務	県經由事務（申請受付）	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
9 医療法人関係事務	県經由事務（諸申請・届出受付）	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
10 病院関係事務	県經由事務（諸申請・届出受付）	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
11 死体解剖保存関係事務	県經由事務（諸申請・届出受付）	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
12 放射線関係事務	県經由事務（届出受付）	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
13 原爆被爆者関係事務	県經由事務（諸申請・届出受付）	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
14 医師免許関係事務	県經由事務（申請受付）	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
15 歯科医師免許関係事務	県經由事務（申請受付）	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調 整 方 針 (案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
16 歯科技工士免許関係事務	県經由事務(申請受付)	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
17 診療放射線技師免許関係事務	県經由事務(申請受付)	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
18 視能訓練士免許関係事務	県經由事務(申請受付)	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
19 臨床検査技師、衛生検査技師免許関係事務	県經由事務(申請受付)	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
20 理学療法士、作業療法士免許関係事務	県經由事務(申請受付)	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
21 保健師、助産師、看護師、准看護師免許関係事務	県經由事務(申請受付)	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
22 薬剤師免許関係事務	県經由事務(申請受付)	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
23 受胎調節実地指導員関係事務	県經由事務(申請受付)	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
24 医薬品一般販売業・特例販売業関係事務	医薬品の一般販売業および特例販売業にかかる許認可事務	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調 整 方 針 (案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
25 薬局、薬種商、配置販売業、卸売一般販売業、医療用具販売業関係事務	県經由事務（諸申請・届出受付）	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
26 毒物劇物販売業関係事務	毒物劇物販売業にかかる許認可事務	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
27 麻薬および向精神薬関係事務	県經由事務（諸申請・届出受付）	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
28 覚せい剤関係事務	県經由事務（諸申請・届出受付）	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
29 調理師試験関係事務	県經由事務（願書受付）	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
30 栄養改善関係事務	国經由事務（諸申請・届出受付）	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
31 栄養改善関係事業	調理師試験合格者および飲食店等調理従事者を対象とした研修会等の実施	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
32 特定給食関係事務	特定給食施設に係る届出の受理および特定給食施設に係る報告の受理（全施設、年2回）	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
33 特定給食関係事業	特定給食施設研修会 給食責任者研修会 特定給食施設指導 等	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調 整 方 針 (案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
34 病院・診療所立入検査 関係業務	定期立入検査 ・病院 市内25病院 ・診療所(歯科含む) 市内414診療所 (年間90カ所実施) 緊急立入検査 医療事故等が発生した場合	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
35 診療所・助産所関係業務	医療法に基づく診療所(歯科を含む)および助産所に関する受理事務	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
36 施術所、歯科技工所関係業務	あんま、マッサージ指圧師、はり、きゅう師等に関する法律および柔道整復師法、歯科技工士法に基づく施術所、歯科技工所に関する受理事務	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
37 放射線(診療所)関係業務	医療法に基づく診療所における診療用放射線に関する受理事務	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
38 医薬品一般販売業および特例販売業薬事監視	薬事法に基づく監視業務の実施	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
39 毒物劇物販売業立入検査	毒物および劇物取締法に基づく立入検査を実施	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
40 保健所精度管理事務	衛生検査所精度管理専門委員会の開催等	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
41 衛生検査所立入検査	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律に基づき衛生検査所の立入検査を実施	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
42 岩見三内診療所関係	未実施	<p>岩見三内地区の無医地区解消のため、公営施設を医業用に改築し賃貸</p> <p>土地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河辺町三内字外川原115番地 地目 田 現況宅地 449㎡ ・河辺町三内字外川原107番地 地目 田 現況宅地 188㎡ ・合計637㎡の内496㎡貸付 ・賃貸料 年間56,030円 <p>建物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河辺町三内字外川原115番地 木造垂鉛メッキ鋼板葺2階建 1階床面積 356.13㎡ 2階床面積 119.24㎡ ・合計475.37㎡の内356.13㎡貸付 ・賃貸料 年間178,389円 償却資産(医療機器) <p>平成16年6月まで月額200,000円 契約期間 平成15年4月28日～平成30年4月27日</p>	未実施	(土地、建物の貸付契約について) 合併後の貸付契約をどのように行っていくか。	土地と建物については、現行の賃貸借契約を引き継ぐものとする。
43 健康21計画推進事業	「健康あきた市21」の推進	「健康かわべ21計画」の推進	「健康ゆうわ21」の推進	秋田市と両町がそれぞれ計画を策定しており、重点項目、目標項目および目標値が異なることから調整をはかる必要がある。	合併後、平成17年度を目途に、両町との計画の調整をはかり、制度を統一する。
44 健康診査の事後指導 生活習慣改善指導	アセスメント票を活用して医師、保健師、栄養士による個別指導と健康運動士による集団運動指導を実施する。	基本健診事後健康相談および保健師、在宅栄養士が個別指導を行う。	ストレッチ体操、軽スポーツおよび水中運動等、自主的な健康づくりグループとして、参加者が運営ができるよう支援する。	秋田市と両町が同等の制度で実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調 整 方 針 (案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
45 健康診査の事後指導 骨粗鬆症検診事後指導	1コース5講座 医師、保健師による講話 栄養士による講話と調理実習 運動の講師による講話と実技指導	未実施	年1回実施、3年毎の開催 医師の講話、食生活、運動実技指導等 個別相談も実施	河辺町では実施していない。また、雄和町では3年に1回の実施となっている。	合併時に秋田市の制度に統一する。
46 歯科相談	妊婦 母子手帳発行時 健診 1歳6か月児・3歳児 成人 健康相談等 電話による相談にも応じる。	妊婦 母子健康手帳発行時 健診 乳児・1歳6か月児・2歳児・3歳児 成人 歯科健康相談	妊婦 母子健康手帳発行時 健診 1歳6か月児・2歳6か月児・3歳児 成人 健康相談等 電話による相談にも応じる。	両町には、歯科衛生士が配置されていない。	合併時に秋田市の制度に統一する。
47 歯科衛生士による成人 歯科相談	相談内容 ・口腔歯肉・歯牙の状態等について ・ブラッシング、義歯の管理等について ・歯肉炎・歯周病等歯周疾患の予防	相談内容 ・総合産業文化祭時の歯科健康相談は歯科衛生士がブラッシング指導や相談に応じる。 ・その他は町保健師・在宅栄養士等が行う。	未実施	両町には、歯科衛生士が配置されていない。 河辺町では実施しているが、雄和町では実施していない。	合併時に秋田市の制度に統一する。
48 歯科衛生士による乳幼児の歯科相談	相談の内容 ・健診 1歳6か月児健診時に、う歯予防に関する集団健康教育を行うとともに個別相談に応じる。また、3歳児健診時に個別の相談に応じる。 ・離乳食教室 中期・後期離乳食教室時に、う歯予防に関する集団教育を行うとともに個別の相談に応じる。 ・幼児食教室 個別の相談に応じる。 ・乳幼児相談 個別の相談に応じる。	相談内容 ・健診 1歳6か月・2歳・3歳児健診として実施	相談内容 ・健診 1歳6か月・2歳6か月児・3歳児健診として実施	両町には歯科衛生士が配置されていない。	合併時に秋田市の制度に統一する。 1歳6か月児・3歳児健診時の歯科相談については、現行どおり実施する。また、離乳食教室時の歯科相談については、新たに両町においても実施する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
49 栄養相談	相談者 希望者(電話相談にも対応) 実施期間 通年(随時)	相談者 希望者(電話相談にも対応) 実施期間 通年(随時)	相談者 希望者(電話相談も可) 実施期間 通年(随時)	両町には、栄養士が 配置されていない。	合併時に秋田市の制 度に統一する。
50 栄養士による食生活健 康相談	相談日 ・通年(月1回)予約制 ・電話相談は随時 内容 栄養士による病態に応じた食事指 導	未実施	未実施	秋田市のみ実施して いる。	合併時に秋田市の制 度に統一する。
51 栄養士による乳幼児の 栄養相談	相談者 希望者 相談日 ・通年(月1回)予約制 ・電話相談は随時	未実施	未実施	秋田市のみ実施して いる。	合併時に秋田市の制 度に統一する。
52 老人保健事業 健康相談室	実施場所 保健センター相談室 従事者 保健師、栄養士、歯科衛生士 実施日 月～金曜日	未実施	未実施	秋田市のみ実施して いる。	合併時に秋田市の制 度に統一する。
53 医療電話相談	相談日時 毎週木曜日午後1時～午後3時 内容 医療に関する全般的な相談や困り ごとに医師が答える。	未実施	未実施	秋田市のみ実施して いる。	合併時に秋田市の制 度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調 整 方 針 (案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
54 育児相談(相談室)	・年12回(毎月1回)予約制他、希望により実施	・年20回程度開催 「なかよし広場」等の事業に併せて実施	・年12回開催 1歳6か月児、2歳6か月児、3歳児健診の待合いなどを利用して実施	河辺町、雄和町の事業は、他の事業の際に相談を実施しているものであり、秋田市の事業とは異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。
55 地域の健康教育・健康相談	地域保健推進委員会、老人クラブなどの地区組織との連携や依頼により開催 実施場所 地域の公民館、集会所等	健康相談 心身の健康について、住民一人ひとりの相談に応じるとともに、必要に応じ、血圧測定などを行い、適正医療についても助言する。 健康教育 目的に応じ、それぞれの専門職を講師として開催する。	心身の健康管理についての自覚を高めるため、健康に関する知識を普及啓発する。また、個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行い、町民自らの健康管理能力を高める。 実施場所 地域の自治会館等	秋田市と両町が同等の制度で実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
56 歯科衛生士による地域の健康教育・健康相談(乳幼児)	歯科相談 児の歯に関する相談に応じ、適切な助言をする。 健康教育 口腔衛生に関する講話や、必要に応じて歯磨きの実技指導等を行う。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
57 栄養士による地域の健康教育・健康相談(乳幼児)	栄養相談 児の食事に関する相談に応じ、適切な助言をする。 健康教育 食事に関する講話、乳幼児食の調理実習等を行う。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
58 家庭訪問(母子)	健診未受診者、養育指導教室欠席者、乳幼児健診の結果、要管理で指示のあった児およびその他指導を必要とする児に対する訪問指導	乳幼児健診結果、訪問指導が必要と認められた児に対する訪問指導	乳幼児健診結果、訪問指導が必要と認められた児に対する訪問指導	秋田市と両町が同等の制度で実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
59 栄養士による家庭訪問(母子)	乳幼児が健やかに育つよう栄養に関する助言や指導を実施	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
60 幼児健康診査(精密健康診査)	<p>対象 1歳6か月児健康診査および3歳児健康診査の結果、精密健康診査の必要があると認められる児</p> <p>概要 ・精神精密健康診査 秋田県児童相談所へ依頼する。 ・身体精密健康診査 委託医療機関で受診(受診票に記載してある内容についての健康診査) 健診費用は、健康保険の診療報酬の例により算定した額のうち、保険各法で負担すべき額を控除した額とする。 治療に係る費用は自己負担</p>	<p>対象 1歳6か月児・3歳児健診後精密健康診査の必要がある児</p> <p>概要 精密健康診査受診票を作成し、県内の医療機関で、各自受診してもらう。(精神発達については、地域振興局福祉環境部の巡回児童相談や秋田県小児療育センター等で実施する。)</p>	<p>対象 1歳6か月児・3歳児健診健康診査結果、精密健康診査が必要と認められた児</p> <p>概要 ・精検依頼書を発行 ・健診にかかる費用については、健康保険の診療報酬の例により算定した額のうち、保険各法で負担すべき額を控除した額とする。本人負担なし。 ・医療機関は、請求書および受診票を町に提出する。 ・治療にかかる費用については自己負担</p>	秋田市と両町が同等の制度で実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調 整 方 針 (案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
61 幼児健全発達支援事業	対象児 ・乳幼児健診の要管理児のうち、心身障害またはその疑いのある乳幼児とその保護者 ・各種相談や関係機関からの情報により、心身障害またはその疑いのある乳幼児とその保護者 従事者 小児科医、心理判定士、言語聴覚士、保育士、保健師、家庭相談員 実施回数 経過観察クリニック：年12回 （月1回） 養育指導教室：年3コース （1コース4回）	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
62 母子保健推進員育成	未実施	町が実施する母子保健事業（乳幼児健診（4・7・10か月児）、1歳6か月児健診、3歳児健診、離乳食講習会、なかよし広場等）に協力し、事業の円滑な推進および母子保健の向上をはかる。 県が実施する母子保健事業に関する研修会へ参加し知識を深める。	すくすく学級など子育て中の保護者の相談役等	両町のみ実施している。	合併後は秋田市の母子保健事業で実施する。 河辺町、雄和町の母子保健推進員制度は廃止し、自主的活動に移行する。
63 両親学級	妊娠5～9か月までの妊婦およびその夫を対象とした妊娠・出産・育児に関する講話および実技指導、保健サービスの紹介 実施回数 年5回	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
64 乳幼児健康教育相談	生後6か月までの乳児と保護者を対象に医師の講話、公開相談、個別相談、保護者の交流・情報交換を実施 実施回数 年6回	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
65 母子健康手帳交付	対象者 妊娠の届け出をした妊婦 事業概要 ・交付時期 通年 ・交付場所 秋田市保健所、本庁市民課、土崎支所、新屋支所 ・内容 妊娠・出産・育児に関する一貫した記録と情報の提供を行う。手帳の内容は、妊娠中の母親の健康状態の記録、出産時の状況、生後6歳頃までの発育・発達状況、予防接種の記録と出生育児に関する情報提供が含まれる。 また、妊娠の届け出により把握された対象者のうち、必要なものに対し、出産育児についての支援を行う。	対象者 妊娠の届け出をした妊婦 事業概要 ・交付時期 通年 ・交付場所 総合福祉交流センター、岩見三内支所 ・内容 妊娠・出産・育児に関する一貫した記録と情報の提供を行う。手帳の内容は、妊娠中の母親の健康状態の記録、出産時の状況、生後6歳頃までの発育・発達状況、予防接種の記録と出生育児に関するこの情報提供が含まれる。 また、妊娠の届け出により対象者の把握を行い、安心して出産が迎えられ、育児が進められるよう支援を行う。	対象者 妊娠の届け出をした妊婦 事業概要 妊娠・出産・育児を通じて、記録と情報提供の働きをもつ母子健康手帳を交付し、一貫した健康管理と健康の保持増進をはかる。 ・交付時期 通年 ・交付場所 役場・大正寺支所 ・内容 母子健康手帳の活用方法 「ゆうわ子育て情報誌」を用いて母子保健サービスを説明 必要に応じて助言指導を実施 交付台帳への記入、届出書の保管	秋田市と両町が同等の制度で実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。交付場所については現行の場所で引き続き交付できるよう検討する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
66 訪問(妊産婦・新生児)	<p>【対象者】 妊婦 ・妊婦健康診査の結果、要訪問指導の指示を受けた者 ・助産師または保健師が保健指導を必要と判断し、市保健所長が訪問による指導の必要性を認めた者 若年妊婦(20歳以下の妊婦)および高年初妊婦(35歳以上の初妊婦) その他 妊娠24週以降に妊娠届けを提出した妊婦 希望者 新生児・産婦 ・医療機関から要訪問指導の連絡を受けた者 ・妊婦訪問指導時に産後も訪問指導が必要と判断された者および新生児 ・助産師または保健師が保健指導を必要と判断し、市保健所長が訪問による指導の必要性を認めた者</p> <p>【概要】 指導回数 ・妊婦 原則1回 ・新生児・産婦 新生児は生後28日以内に原則1回</p>	<p>【対象者】 妊婦 ・妊婦健康診査の結果、要訪問指導の指示を受けた者 新生児・産婦 ・全新生児、産婦</p> <p>【概要】 指導回数 ・妊婦 原則1回 ・新生児・産婦 原則生後28日以内に1回。養育上必要がある場合は数回の訪問指導を実施</p>	<p>【対象者】 妊婦 ・妊婦健康診査の結果、要訪問指導の指示を受けた者 ・若年妊産婦(20歳未満)、高年初妊産婦(35歳以上) 新生児 ・医療機関から要訪問指導の連絡をつけた者 ・妊婦訪問指導を受けた新生児 ・主に第1子または希望者</p> <p>【概要】 指導回数 ・妊婦 原則1回 ・新生児・産婦 原則生後28日以内に1回。養育上必要がある場合は数回の訪問指導を実施 従事者 日本助産師協会秋田県支部との委託契約により実施</p>	助産師の雇用方法および訪問対象者が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。
67 栄養士による訪問(妊産婦)	妊娠や出産の時期に食生活に関する不安や心配事のある方を訪問し、必要な助言や指導を行う。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
68 思春期健康づくり事業 (相談・教育事業)	未実施	たばこの講演会(医師による) ・町内の中学校(2校)で実施 ・平成15年から開始(段階的に広げてゆきたい)	中学生健康相談 中学生全員に血圧測定、健康相談 「健康と栄養バランスチェック票」を使用 中学生健康づくり教室 ・たばこに関する学習を中心に、健康に関する正しい知識を学習 ・中学3年生を対象 中学生の心の健康づくり講演会 心の健康づくりに関する講演会の実施。中学生全員・PTA等 中学校と協議のうえ決める。	両町のみ実施している。	合併後は、教育委員会との調整をはかりながら、「健康あきた市21」の事業と関連づけて進める。
69 中学生の赤ちゃんとのふれあい体験学習	未実施	【対象】 河辺中学校3年生 【概要】 事前学習 助産師による「いのちの大切さ」出前講座 体験学習 ・赤ちゃんとのふれあい 乳児健診時、赤ちゃんとその母親とふれあう。	【対象】 雄和中学校・大正寺中学校3年生 【概要】 事前学習 助産師による「いのちの大切さ」講座・乳児健診の概要について説明。各中学校教室 体験学習 ・赤ちゃんとのふれあい 乳児健診時、生徒2人ペアで、赤ちゃんとその母親1組を受持ち、赤ちゃんや母親とふれあう。	両町のみ実施している。	合併後は、教育委員会との調整をはかりながら、「健康あきた市21」の事業と関連づけて進める。
70 健康相談および教育	乳幼児とその保護者、地域の子育て活動のスタッフを対象として、地域主催の乳幼児学級等に対する健康教育および講師派遣を実施 地域の子育て活動の支援(6地区) 子育て情報の提供 相談者に対する適切な保健指導 実施場所 コミセン、集会所他 実施時期 通年	未就園乳幼児(生後2、3か月～3、4歳程度)とその保護者を対象として、子どもの遊びを中心に教室を実施 名称 なかよし広場 実施場所 河辺町総合福祉交流センター 実施時期 毎月2回(通年)、火曜日に実施	主に就園前の2～3歳児とその保護者を対象として、子どもとの遊びを中心にプログラムを企画 名称 すくすく学級 実施場所 雄和町環境改善センター 実施時期 通年	秋田市と両町が同等の制度で実施している。	合併時に秋田市の制度に統一し、河辺町の「なかよし広場」、雄和町の「すくすく学級」は廃止とする。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
71 歯科衛生士による地域での歯科相談および教育(成人)	<p>歯科相談 個々の歯に関する相談に応じ、適切な助言をする。</p> <p>健康教育 歯周病予防や義歯に関する講話、歯磨き、歯間部清掃用具の使用法の実技指導など</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
72 栄養士による地域での栄養相談および教育(成人)	<p>栄養相談 栄養・食生活に関する個別の相談に応じ、適切な助言をする。</p> <p>健康教育 調理実習により、生活習慣病予防の食事や適切な食事量に関する助言をする。</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
73 介護家族健康教育	<p>健康教育(遊びりテーションクラブ、介護を考える会講演会、在宅介護者の集い、家族介護者交流事業)、通信文の郵送、在宅介護者の集い(自主グループ)の支援。対象は家族等の介護を行う者および介護経験者</p>	河辺町在宅介護支援センターに委託し、介護の方法・住宅改修その他介護者の健康づくり等についての知識や技術を習得させるための教室を開催	高齢者を介護している家族を対象として、介護に関する知識、情報および介護技術についての学習、家族の健康に関する相談、家族同士の交流等をはかるための介護者教室を年2回実施	両町は、在宅介護センターへの委託事業として実施している。	合併時に秋田市の制度に統一し、河辺町、雄和町の在宅介護支援センターへの委託事業は廃止する。
74 健康教育 骨粗鬆症予防	<p>20歳以上の女性を対象に、骨粗鬆症予防の日常生活についての医師の講話、食事に関する栄養士の講話、運動についてのスポーツプログラマーの講話と実技指導等を実施</p> <p>・1コース3講座(年3コース)</p>	地域の健康教育・健康相談の中で骨粗鬆症予防の内容も必要に応じて取り入れている。	骨粗鬆検診事後指導の際に必要なに応じて、健康教育を実施している。	実際には、秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
75 健康教育 男性料理教室	40歳以上の男性を対象に、食生活に関する情報の提供や望ましい食生活が実践できるよう調理指導等を実施する。 ・年2回実施	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
76 健康教育 女性のための食生活講座	40歳以上の女性を対象に、食生活に関する情報の提供や望ましい食生活が実践できるよう調理指導等を実施する。 ・年6回実施	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
77 健康教育 栄養改善学級	40歳以上の市民を対象に、生活習慣病予防のための食事の講話や調理実習等を実施する。 ・会場は各地区公民館等 ・年間約70回実施	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
78 健康教育 地域健康講話会	年間12回、公民館、集会所、コミセン等で実施	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
79 健康手帳の交付	<p>老人医療受給対象者(概ね75歳以上)および40歳以上の希望者に交付</p> <p>交付方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上の希望者 <p>健康診査、健康教育、家庭訪問時交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入者等 <p>本人の申し出によりその都度交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人医療受給対象者 <p>障害福祉課より老人医療受給者証と同時に交付</p>	<p>区域内に居住地を有する40歳以上の者および老人医療受給対象者(概ね75歳以上)に交付</p> <p>交付方法</p> <p>本年度40歳に到達する者に一年間まとめて毎年5月頃に交付。40歳以上者で転入者または手帳の余白がなくなった場合は、本人の申し出によりその都度交付</p>	<p>75歳以上の老人医療受給対象者に交付</p> <p>交付方法</p> <p>老人医療受給者証と同時に交付</p> <ul style="list-style-type: none"> 転入者・紛失者 <p>本人の申し出によりその都度交付</p> <p>本手帳以外に、健康診査、健康相談等を利用する手帳として町単独の「健康手帳」を総合健診受診者に配付している。</p>	<p>秋田市と両町が同等の制度で実施している。</p>	<p>合併時に秋田市の制度に統一し、河辺町の40歳に到達する者全員への配付制度は廃止する。</p>
80 訪問指導	<p>健康診査の結果、生活改善が必要な者および訪問が必要な者に対し、本人と家族が主体的に問題解決をはかれるように支援するとともに、要介護状態になることを予防するため、支援が必要な者およびその家族に対して保健指導を実施する。</p> <p>【訪問対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診の結果、訪問指導が必要と認められる者 閉じこもり傾向がある者 健康管理や介護方法の習得が必要な介護家族者 寝たきり者・痴呆高齢者のうち介護保険の申請をしない者および介護保険に該当しない者 <p>*平成15年度は、閉じこもり予防として、一人暮らし高齢者、80歳以上の高齢者世帯に対し、訪問指導を実施する。</p> <p>*その他介護家族者、相談のあった者に対し、関係機関と連携を取りながら適正な訪問指導を行う。</p>	<p>療養上の保健指導が必要であると認められる者およびその家族等に対して、必要な指導を行い、これらの者の心身の機能低下の防止と健康の保持増進をはかる。</p> <p>【訪問対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診の結果、訪問指導が必要と認められる者 介護予防の観点から支援が必要な者(一人暮らし高齢者、閉じこもり者) 重複受診者(国保レセプト) 	<p>生活習慣病等予防および療養上の保健指導が必要であると認められる者およびその家族に対し、心身機能の低下の防止と健康の保持増進をはかる。</p> <p>【訪問対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診要指導者 介護予防の観点から支援が必要な者(一人暮らし高齢者、閉じこもり者) 介護に携わる家族 重複受診者(国保レセプト) 	<p>秋田市と両町が同等の制度で実施している。</p>	<p>合併時に秋田市の制度に統一する。</p>

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
81 歯科衛生士による訪問指導	40歳以上の者で、歯科指導が必要であると認められる者およびその家族等に対し、訪問による口腔衛生その他家庭における療養方法に関する指導を実施する。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
82 栄養士による訪問指導	40歳以上の者で、栄養指導が必要であると認められる者およびその家族等を対象に、訪問による栄養・食生活に関すること、その他家庭における療養方法に関する指導を実施する。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
83 母子健康手帳別冊の交付	出生児および秋田市へ転入した乳幼児を対象として、乳幼児の健康診査および予防接種の受診券を交付する。 交付場所 本庁市民課、土崎支所、新屋支所	出生児および転入児を対象として、乳幼児健診アンケート、予防接種の予診票を冊子にまとめ、その知識の普及と利便性をはかる。 交付場所 総合福祉交流センター、岩見三内支所 出生届時に保護者に配付 交付台帳に記入	乳幼児健診票および予防接種予診票を冊子にまとめ、その知識の普及と利便性向上をはかる。 交付場所 役場福祉保健課、大正寺支所 出生時に保護者に配付 交付台帳に記入 乳幼児健診、予防接種時使用	合併後の乳幼児健康診査の方式等により、内容を変更することが必要となる。	合併時に秋田市の制度に統一する。
84 未熟児養育事業(訪問指導)	在宅の未熟児およびその家族、未熟児養育医療申請者、低体重児出生届者で、訪問を希望した者について訪問指導を行う。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
85 健康な地域づくり活動事業	未実施	未実施	地区の暮らしの理想の姿を描き、それを実現するための条件や取り組みについて地区住民とともに話し合い、作成した「わくわく平尾鳥構想書」に従い活動 ・定例会月1回開催	雄和町のみ実施している。	合併時に廃止とし、自主的活動に移行する。
86 母子保健部会	乳幼児が心身共に健全に成長するよう将来にわたる総合的な母子保健対策の確立および公衆衛生の向上について検討する。 母子保健部会は秋田市社会福祉審議会の児童専門分科会の中に設置する。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
87 環境保健サーベイランス調査委託業務	3歳児健診受診対象児を対象に、環境省が指示する質問用紙を用いてサーベイランス調査を実施する。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
88 健康判定事業 一次判定	対象者 20歳以上の秋田市民 内容 アンケートを用いて結果を判定	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
89 健康判定事業 二次判定	対象者 一次判定を実施者で二次判定を希望する者 内容 食事、運動、保健に関する個別指導	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
90 健康判定事業 運動指導教室	<p>対象者 健康判定の二次判定実施者のうち 運動実践が必要な者</p> <p>内容 生活習慣に運動が取り入れられる よう、様々な運動の実技指導を行 う。 運動指導業務については、業務 委託</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施して いる。	合併時に秋田市の制 度に統一する。
91 離乳食教室	<p>対象 ・初期 生後4か月から5か月の乳児とそ の保護者 ・中期 生後6か月から7か月の乳児とそ の保護者 ・後期 生後8か月から9か月の乳児とそ の保護者</p> <p>実施方法 ・初期(年12回) 離乳食の進め方や調理の仕方、試 食などで具体的な指導をする。栄 養士、保健師、歯科衛生士による 個別相談 ・中期(年4回) 離乳食の進め方や調理の仕方、試 食などで具体的な指導をする。歯 の清掃法について指導する。栄 養士、保健師、歯科衛生士による個 別相談 ・後期(年4回) 離乳食の進め方や調理の仕方、試 食などで具体的な指導をする。虫 歯予防に関する指導をする。栄 養士、保健師、歯科衛生士による個 別相談</p>	<p>対象 3, 4, 5か月児の保護者</p> <p>実施方法 ・参加者の自己紹介 ・離乳食についての講話 ・離乳食初期の調理実習 ・回数 年4回</p>	<p>対象 雄和町住民。4か月児、7か月 児、10か月児の乳児を持つ保護者</p> <p>実施方法 ・栄養指導 各月齢に応じて、離乳食指導用の 見本を調理助言指導する。 ・回数 年間12回(月1回)</p>	秋田市と両町が同等 の制度で実施してい る。 両町は集団方式で実 施している乳児健診 の際に、離乳食の指 導を行っており、乳 児健診を医療機関方 式とした場合、離乳 食指導が困難とな る。	合併時に秋田市の制 度に統一する。ま た、秋田市保健セン ターで現行どおり実 施するほか、両町に おいても年4回実施 する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
92 幼児食教室	2歳前後の幼児とその保護者を対象として、幼児食の進め方や調理の仕方、試食などで具体的な指導を行うほか、栄養士、保健師等による個別相談を行う。 回数 年4回	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一して実施する。
93 地域参加型機能訓練事業(移動リハビリ教室)「B型」	心身機能の低下により生じる、閉じこもりや孤立等の社会的障害の回復または予防に重点を置いた訓練を実施する。 【対象】 40歳以上の者で、日常生活自立度がランクJで、以下に該当する者。要介護状態または要支援状態の者は除く。 老化等により心身の機能が低下している者 閉じこもりがちな一人暮らし高齢者 脳卒中後遺症があっても、日常生活がほぼ自立している者	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
94 基本型機能訓練事業 「A型」	<p>対象者 脳卒中後遺症等により身体に機能障害を有し、医療終了後も継続して機能訓練を行う必要のある者、閉じこもりがちな虚弱高齢者等。 原則として、要介護および要支援の者は除く。</p> <p>実施内容 ・自主トレーニングに関する相談日の設定 実施は毎月1回 指導者は理学療法士、作業療法士、医師 ・リフト付き送迎車による送迎 送迎日は保健センター開館日のうち、原則月・水・金</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一して実施する。
95 機能訓練コーナー開放事業	<p>利用者 ・脳卒中後遺症等により身体に機能障害を有し、医療終了後も継続して機能訓練を行う必要のある者 ・閉じこもりがちな高齢者等 ただし、医療におけるリハビリテーションを要する者は対象としない。</p> <p>利用内容 ・利用日は、保健センター開館日とする。 ・利用者は体調に留意し、トレーニングを行う。 ・市は、看護師等を配置し、見守り、危険防止につとめる。 利用者は、看護師等の指示に従うものとする。</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一して実施する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
96 老人保健医療部会	秋田市社会福祉審議会の高齢者専門分科会に部会として設置 構成メンバー 学識経験者、医師会代表、歯科医師会代表、地区組織代表、高齢者関係組織・団体・施設等の代表、県の関連課職員等11名により構成	保健事業推進協議会を設置 構成メンバー 地元医療機関医師、秋田県保健所長、医師会代表、住民代表等12名により構成	町民の健康意識を高め、健康なまちづくりを推進するため、雄和町健康づくり推進協議会を設置 構成メンバー 学識経験者、町内の医師および歯科医師、町内会代表者等12名により構成	秋田市と類似した協議会を両町で設置している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
97 秋田県都市保健衛生協議会	県内9市の保健衛生担当者による年1回の会議 目的 ・保健衛生事業の調査研究 ・保健衛生事業に関する情報交換等	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
98 母と子のよい歯のコンクール	対象者 3歳児健康診査(歯科健康診査)を受けた幼児および母親 開催時期 年1回(4月下旬～5月上旬)	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
99 健康福祉まつり	未実施	住民の健康意識の向上と、より健康で心豊かに安心して暮らすことのできる町づくりを推進する。 概要 町の3地区の町内会長会と健康まつり事業委託契約を締結し、実行委員会を中心に内容等を決めて開催。健康生活推進員も携わって行っている。開催日は10月下旬～11月中旬	生活習慣病や心の健康づくりの最近の考え方を学び、楽しく健康づくりに取り組むために、専門家や実践者から広く学習する場として、ゆうわ健康フォーラムを開催する。 内容 ・講演、事例発表、健康体操等 ・年1回開催	両町のみ実施している。	健康フォーラムとして河辺町、雄和町での実施を検討する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
100 生活習慣病予防事業	未実施	未実施	「ゆうわふるさとの味～21世紀に伝えたい食の知恵～」発刊(3,000冊)。平成13年に全世帯に無料配布 希望者には納入通知書により500円納付	雄和町のみ実施している。	合併時に廃止する。
101 母子保健計画	未実施	未実施	雄和町母子保健計画については平成9年3月に策定。見直しについては、「健康ゆうわ21」の中に包含する。	雄和町のみ実施している。	秋田市では母子保健計画をエンゼルプランの中に包括している。 雄和町で策定する母子保健計画については、今後、事業推進の参考としたい。
102 健康カード作成業務	毎年、新たに健康診査対象者(男40歳以上、女30歳以上)となった者に対し交付する。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
103 幼児健康診査(1歳6か月児健診・3歳児健診)	実施回数 ・1歳6か月児 年間48回(毎月4日間) ・3歳児 年間48回(毎月4日間) 対象者 秋田市の住民で、 ・満1歳6か月以上、満2歳未満の幼児 ・満3歳以上、満4歳未満の幼児 健診内容 検尿(3歳児のみ)、問診、身体計測、診察、歯科健診、歯磨き指導、保健指導、栄養指導 実施場所 秋田市保健センター、土崎支所(1歳6か月児健診のみ)、土崎公民館(3歳児健診のみ)	実施回数 ・1歳6か月児 年間4回 ・3歳児 年間4回 対象者 河辺町の住民で、 ・満1歳6か月以上、満2歳未満の幼児 ・満3歳以上、満4歳未満の幼児 健診内容 検尿(3歳児のみ)、問診、身体計測、診察、歯科健診、歯磨き指導、保健指導、栄養指導 実施場所 河辺町総合福祉交流センター	実施回数 ・1歳6か月児 年間4回 ・2歳6か月児 年間4回 ・3歳児 年間4回 対象者 雄和町の住民で、 ・満1歳6か月以上、満2歳未満の幼児 ・満2歳6か月以上、満3歳未満の幼児 ・満3歳以上、満4歳未満の幼児 健診内容 検尿(3歳児のみ)、問診、身体計測、診察、歯科健診、歯磨き指導、保健指導、栄養指導 実施場所 雄和町環境改善センター	秋田市と両町が同等の制度で実施している。	秋田市では現行どおり毎月実施するほか、地域性を考慮し両町においても現行の会場において年4回ずつ実施する。 雄和町の2歳6か月児健診は、幼児健診としては廃止し、歯科健診については、秋田市で実施している2歳児歯科健診へ統合する。なお、秋田市が行っている地域での子育て支援活動に対する講師派遣と同様に、医師を講師とする育児相談等の実施について検討する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
104 2歳児歯科健康診査	むし歯や口腔内の疾病等の早期発見・早期治療およびむし歯予防のため、歯科健康診査と歯科保健指導を行う。 対象 2歳0か月から2歳2か月未満の幼児 実施場所 秋田市歯科医師会が指定した委託医療機関	う歯罹患率が高いことから、う歯罹患率を減少させるとともに、歯磨き習慣の確立、口腔清掃の実施、歯の知識の向上、歯の健康の保持増進をはかる。 対象 2歳2か月～2歳5か月児とその保護者 実施場所 河辺町総合福祉交流センター 内容 ・保健師による問診 ・歯科医師による診察 ・歯科衛生士によるブラッシング指導 ・保健師による保健指導	幼児期の歯科健康診査および指導の充実により、幼児期からの歯科の健康づくりに寄与する。 対象 2歳6か月児 内容 ・歯科医師による診察 ・歯科衛生士によるブラッシング指導等 ・むし歯予防の啓発として、3歳児健康診査後、むし歯のない子と保護者を広報により写真入りで紹介	秋田市は医療機関方式、河辺町・雄和町は集団健診方式で実施し、また、対象月齢が異なっている。	合併時に秋田市の制度に統一して実施するものとするが、平成17年3月までを移行期間として両町の制度と秋田市の制度を並行して実施し、4月からは秋田市の制度に完全移行するものとする。
105 乳児健康診査(4か月、7か月、10か月)	乳児の健康診査の一層の徹底をはかり、乳児の健康の保持増進をはかる。 対象 4か月児、7か月児および10か月児 内容 問診、診察、尿科学検査、血液検査 実施場所 秋田市医師会が指定した委託医療機関	疾病、異常を早期に発見し、適切な対応を行っていけるように指導する。また、生活習慣の自立、虫歯予防、離乳食や育児に関する指導を行い、乳児の健康の保持増進をはかるとともに保護者への育児支援を行っていく。 対象 4か月児、7か月児および10か月児 内容 問診、身体計測、診察、栄養指導、保健指導 実施回数 年12回(月1回) 実施場所 河辺町総合福祉交流センター	乳児の健康状態の診査と保健指導を行い、心身ともに健全な発育を助長し、疾病の予防、疾病の早期発見ならびに早期治療により、健康の増進をはかる。 対象 4か月児、7か月児および10か月児 実施回数 年12回(月1回) 内容 問診・身体計測・診察・保健指導・栄養指導 実施場所 雄和町環境改善センター	秋田市は医療機関方式、両町は集団健診方式で実施している。	合併時に秋田市の制度に統一して実施するものとするが、平成17年3月までを移行期間として両町の制度と秋田市の制度を並行して実施し、4月からは秋田市の制度に完全移行するものとする。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
106 妊婦健康診査事業	<p>妊婦の疾病の早期発見、早期治療を促進し、健康管理の向上をはかる。また、B型・C型肝炎等、母子感染を起こすおそれがある妊婦への適切な指導を行う。</p> <p>対象 秋田市住民である妊婦</p> <p>実施場所 日本産婦人科医会秋田県支部が指定した県内委託医療機関</p> <p>検査概要 ・妊婦一般健康診査</p> <p>検査内容：診察、尿検査、血圧検査、血液検査(HBs抗原検査含む)</p> <p>・超音波断層検査 検査内容：超音波断層検査</p> <p>・感染症検査 検査内容：C型肝炎抗体検査、成人T細胞性白血病ウイルス抗体検査、エイズウイルス検査</p> <p>・精密健康診査 検査内容：上記の健康診査の結果、必要に応じて行う。</p>	<p>妊婦の疾病の早期発見、早期治療を促進し、健康管理の向上をはかる。また、B型、C型肝炎等、母子感染を起こすおそれのある妊婦への適切な指導を行う。</p> <p>対象 河辺町住民である妊婦</p> <p>実施場所 日本産婦人科医会秋田県支部が指定した県内委託医療機関</p> <p>検査概要 ・妊婦一般健康診査</p> <p>検査内容：診察、尿検査、血圧検査、血液検査(HBs検査含む)等</p> <p>・超音波断層検査受診票交付 検査内容：超音波断層検査</p> <p>・感染症検査 検査内容：C型肝炎抗体検査、成人T細胞性白血病ウイルス抗体検査、エイズウイルス検査</p> <p>・精密健康診査 検査内容：上記の健康診査の結果、必要に応じて行う。</p>	<p>妊婦の疾病の早期発見、早期治療を促進し、健康管理の向上をはかる。また、B型、C型肝炎等、母子感染を起こすおそれのある妊婦への適切な指導を行う。</p> <p>対象 雄和町住民である妊婦</p> <p>実施場所 日本産婦人科医会秋田県支部が指定した県内委託医療機関</p> <p>検査概要 ・妊婦一般健康診査</p> <p>検査内容：診察、尿検査、血圧検査、血液検査(HBs検査含む)等</p> <p>・超音波断層検査受診票交付 検査内容：超音波断層検査</p> <p>・感染症検査 検査内容：C型肝炎抗体検査、成人T細胞性白血病ウイルス抗体検査、エイズウイルス検査</p> <p>・精密健康診査 検査内容：上記の健康診査の結果、必要に応じて行う。</p>	秋田市と両町が同等の制度で実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
107 妊婦歯科健康診査	<p>母体の歯科口腔衛生を健全に保ち、胎児の健全な発育をはかり、ひいては、乳幼児のむし歯予防につなげる。</p> <p>対象 秋田市住民である妊婦</p> <p>実施場所 秋田市歯科医師会が指定した委託医療機関</p> <p>検査内容 健診および保健指導</p>	<p>母体の歯科口腔衛生を健全に保ち、胎児の健全な発育をはかり、ひいては、乳幼児のむし歯予防につなげる。</p> <p>対象 河辺町住民である妊婦</p> <p>実施場所 秋田市歯科医師会が指定した委託医療機関</p> <p>検査内容 健診および保健指導</p>	<p>母体の歯科口腔衛生を健全に保ち、胎児の健全な発育をはかり、ひいては、乳幼児のむし歯予防につなげる。</p> <p>対象 雄和町住民である妊婦</p> <p>実施場所 秋田市歯科医師会が指定した委託医療機関</p> <p>検査内容 健診および保健指導</p>	秋田市と両町が同等の制度で実施している。	合併時に秋田市の制度に統一して実施する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調 整 方 針 (案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
108 妊娠中毒症等療養援護費支給事業	妊娠中毒症等に罹患している妊産婦が必要な医療を受けるために入院した場合、療養に要する費用の一部を支給する。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
109 老人保健事業(健康診査)(その1)	<p>対象者(一部の検診に受診要件有り)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本健康診査 40歳以上 ・胃がん検診 40歳以上 ・大腸がん検診 40歳以上 ・乳がん検診 30歳以上の女性 ・子宮がん検診 30歳以上の女性 ・胸部総合検診 16歳および19歳以上 ・肝炎ウイルス検診 40～70歳までの5歳毎の節目健診 ・歯周疾患検診 40歳、50歳 ・骨粗鬆症検診 40歳、50歳の女性 <p>実施方法 医療機関および集団健診方式 実施期間 ・医療機関方式 9月～10月の2か月間 ・追加健診 11月上旬の4日間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胃がん検診 7月～10月 ・胸部総合検診 6月～10月 	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本健康診査 40歳以上 ・胃がん検診 40歳以上 ・大腸がん検診 40歳以上 ・乳がん検診 30歳以上 ・子宮がん検診 30歳以上 ・胸部総合検診 19歳以上 ・肝炎ウイルス検診 40～70歳まで5歳毎の節目健診 ・前立腺がん検診 40歳以上 <p>実施方法 集団方式(胃ガン検診は巡回) 実施期間 6月～7月</p>	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本健康診査 40歳以上 ・胃がん検診 40歳以上 ・大腸がん検診 40歳以上 ・乳がん検診 30歳以上 ・子宮がん検診 30歳以上 ・胸部総合検診 19歳以上 ・肝炎ウイルス検診 40～70歳まで5歳毎の節目健診 ・骨粗鬆症検診 30歳以上70歳未満 <p>実施方法 集団方式(秋田県総合保健事業団へ委託) 実施期間 4月中～下旬(11日間)</p>	<p>検診の実施方法が、秋田市は医療機関方式がメイン(胃がん、胸部総合検診は集団)、河辺町は胃がん検診が巡回方式で、その他は集団セット検診、雄和町はすべての検診が集団セットと異なっている。</p>	<p>実施方式については3市町の現行の方式を維持し、両町で実施する集団セット検診の期間についてはそれぞれ9日間とする。また、実施時期については農繁期を避けることに配慮しながら検診受託機関との調整を行う。健康診査の種別については秋田市に統一し、自己負担金は医療機関方式と集団方式の2種類設定する。</p>

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
109 老人保健事業(健康診査)(その2、前ページからの続き)	<p>検診内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本健康診査 <p>問診、身体計測、血圧測定、検尿、貧血、理学的検査、循環器検査、多血症検査、腎機能検査、血糖検査、尿酸検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胃がん検診 <p>問診、胃部X線間接撮影</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大腸がん検診 <p>問診、免疫便潜血検査2日法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳がん検診 <p>問診、視診、触診</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子宮がん検診 <p>問診、視診、内診(子宮頸・体部細胞診)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胸部総合検診 <p>胸部X線検査、喀痰細胞診検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肝炎ウイルス検診 <p>問診、HCV抗体検査、HCV抗原検査、HCV核酸増幅検査、HBs抗原検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・骨粗鬆症検診 <p>問診、骨塩定量検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯周疾患検診 <p>問診、歯周組織検査</p>	<p>検診内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本健康診査 <p>問診、身体計測、血圧、検尿、理学的検査、血液検査(肝・貧血・腎臓・血糖・脂質)、心電図、眼底等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胃がん検診 <p>問診、胃部X線間接撮影</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大腸がん検診 <p>問診、便鮮血反応検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳がん検診 <p>問診、視診、触診</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子宮がん検診 <p>問診、視診、内診</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胸部総合検診 <p>胸部X線検査、喀痰細胞診検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肝炎ウイルス検診 <p>問診、HCV抗体検査、HCV抗原検査、HCV核酸増幅検査、HBs抗原検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前立腺がん検診 <p>問診、腫瘍マーカー</p>	<p>検診内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本健康診査 <p>問診、身体計測、血圧、検尿、理学的検査、血液検査(肝・貧血・腎臓・血糖・脂質)、心電図、眼底等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胃がん検診 <p>問診、胃部X線間接撮影</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大腸がん検診 <p>問診、便鮮血反応検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳がん検診 <p>問診、視診、触診</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子宮がん検診 <p>問診、視診、内診</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胸部総合検診 <p>胸部X線検査、喀痰細胞診検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肝炎ウイルス検診 <p>問診、HCV抗体検査、HCV抗原検査、HCV核酸増幅検査、HBs抗原検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・骨粗鬆症検診 <p>問診、骨塩定量検査(3年毎実施)</p>		
110 夜間休日応急診療所運営管理業務	夜間休日応急診療所の管理運営 社団法人秋田市医師会に業務委託	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
111 病院郡輪番制病院施設等整備事業	夜間休日応急診療所との円滑な連携体制のもとに、休日・夜間における重症救急患者の医療を確保するための病院群輪番制病院と夜間休日応急診療所において、必要な施設および医療機器を整備・購入する。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
112 小児慢性特定疾患治療研究費補助金関係業務	対象者 市内に住所を有し、要綱に定める対象疾病に罹患している、18才未満の児童 実施方法 秋田市と委託契約を締結している医療機関(県内外含む)において、医療の給付を行う。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
113 未熟児養育医療業務管理	指定養育医療機関への入院時に、必要な医療費と食事療養費の合計から医療保険各法による負担額を控除した額を給付する。 当該乳児の属する世帯の課税額に応じて費用徴収額を決定、徴収する。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
114 秋田県小児保健会負担金	次代を担う子供の健全な育成のため、秋田県小児保健会の賛助会員として会費を負担している。(5口 50,000円)	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調 整 方 針 (案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
115 精神保健福祉法事務	<p>【市町村業務】 通院医療費公費負担および精神障害者保健福祉手帳申請の受理および交付 精神保健福祉法第21条に基づく、医療保護入院に際しての市長同意 上記にかかる各種届出等による障害者の現況把握および精神障害者台帳の管理 【経由事務】 医療保護入院および措置入院に関する入院届等の受理</p>	<p>【市町村業務】 通院医療費公費負担および精神障害者保健福祉手帳申請の受理および交付 精神保健福祉法第21条に基づく、医療保護入院に際しての町長同意</p>	<p>【市町村業務】 通院医療費公費負担および精神障害者保健福祉手帳申請の受理および交付 精神保健福祉法第21条に基づく、医療保護入院に際しての町長同意</p>	<p>は1市2町が実施しているが、および経由事務は秋田市のみ実施している。</p>	<p>合併時に秋田市の制度に統一する。</p>
116 精神保健ボランティア育成事業	<p>精神保健に関する基礎的知識やボランティア活動について講義および体験学習を行う。 (6月～8月 年12回)</p>	未実施	未実施	<p>秋田市のみ実施している。</p>	<p>合併時に秋田市の制度に統一する。</p>
117 ふれあい運動会	<p>精神病院職員およびボランティア団体ほか関係者との連携をはかり、年1回実施</p>	未実施	未実施	<p>秋田市のみ実施している。</p>	<p>合併時に秋田市の制度に統一する。</p>

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
118 精神障害者ホームヘルパー派遣事業	<p>内容 (事業の運営主体) 指定申請に基づき、市長が精神障害者ホームヘルパー派遣事業指定した者で、秋田市と業務委託契約を締結した者</p> <p>利用対象 本市に住居を定め現に居住している次の各号のいずれかに該当する者のいる世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳を所持する者 ・精神障害を支給事由とする年金の受給者 <p>サービスの内容 次の各号にあげるもののうち、市長が必要と認めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家事に関すること ・身体介護に関すること ・相談および助言に関すること <p>利用料 利用者およびその世帯の所得税等にて利用者負担が発生</p>	<p>内容 居宅介護支援事業者に対して、利用状況に応じて事業費を補助する。</p> <p>利用対象 精神障害のために日常生活を営むのに支障がある者で、次の要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町に居住する者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者または精神障害を支給事由とする年金受給者 <p>・定期的を受診し、主治医により病状が安定していると判断される者(ただし、原則として介護保険サービスおよび身体障害者ホームヘルプサービス等同様のサービスの受給対象者については除く)</p> <p>サービスの内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家事に関すること ・介護に関すること ・相談・助言に関すること <p>利用料 利用者およびその世帯の所得税等にて利用者負担が発生</p>	<p>内容 (事業の運営主体) 雄和町と業務委託契約締結した者</p> <p>利用対象 雄和町に居住している次の者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者 ・精神障害を支給事由とする年金の給付を現に受けている者 <p>サービスの内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家事に関すること(調理、買い物、洗濯、掃除等) ・介護に関すること <p>利用料 利用者およびその世帯の所得税等にて利用者負担が発生</p>	秋田市と両町が同等の制度で実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
119 デイケア・ソーシャルクラブ	<p>地域で暮らす精神障害者へ社会参加の場を提供し、参加者相互の交流と仲間づくり、社会参加を促進する。</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デイケア 月2回 ・ソーシャルクラブ 月1回 <p>対象者 秋田市に在住する精神障害者のうち、通所可能で、主治医の了解が得られた者</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
120 健康教育	内容 ・一般精神健康教育 年4回 ・アルコール家族教室 毎月第3火曜日 ・保健師等による講話 対象 ・一般市民 ・アルコール問題で悩んでいる家族	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
121 精神保健・福祉相談訪問支援	内容 ・精神科嘱託医による精神保健相談日 ・保健師等によるこころの健康相談 ・訪問指導 指導内容 ・受診勧奨や医療継続の相談・指導 ・生活指導、社会復帰の相談・指導 ・保健、医療、福祉等諸制度およびサービスに関する情報提供	未実施	精神障害者およびその家族の相談に応じ、社会復帰や自立をめざし必要な支援を実施する。	秋田市と雄和町のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
122 委任事務	社会適応訓練事業 ・職親訪問指導 ・精神障害者社会適応訓練運営協議会開催、協力事業所研修会開催 行政診察 精神保健および精神障害者福祉に関する法律第23条～第26条の2の規定による申請・通報・届出のあった者について調査をしたうえ、精神保健指定医に診察させる。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
123 精神障害者小規模作業 所育成事業	<p>目的 在宅の精神障害者に対し、通所により作業訓練、生活指導等を行うことにより、自立および社会復帰をはかる。</p> <p>内容 小規模作業所を設置し、その運営を精神障害者地域家族会に委託する。 委託先：地域家族会秋田けやき会</p> <p>作業所概要 ・のぞみ共同作業所 所在地：秋田市八橋南1-8-3 利用者数：定員20名 作業内容：菓子箱組立等の作業 ・南浜共同作業所 所在地：秋田市新屋南浜町7-10 利用者数：定員20名 作業内容：菓子箱組立等の作業</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
124 秋田市南浜共同作業所 管理	<p>目的 小規模作業所の適正な維持管理をはかる。</p> <p>内容 平成15年4月に設置された秋田市精神障害者小規模作業所2カ所のうち、秋田市南浜共同作業所の保守・維持管理を行う。</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
125 結核予防接種事業	乳幼児のツベルクリン反応検査・BCG接種 ・対象 生後3か月以上48か月未満の児で未接種者 ・実施方式 集団 ・回数 年2回 附属機関 ・名称 秋田市予防接種健康被害調査委員会 ・内容 委員会は、市長の要請に基づき、健康被害の原因を医学的見地から調査し、適正な措置を審議する。 ・委員構成 秋田市医師会長から推薦される者 秋田市長が推薦する者 秋田市保健所長	乳幼児のツベルクリン反応検査・BCG接種 ・対象 生後3か月以上48か月未満の児で未接種者 ・実施方式 個別 ・回数 年4回	乳幼児のツベルクリン反応検査・BCG接種 ・対象 生後3か月以上48か月未満の児で未接種者 ・実施方式 集団 ・回数 年2回	秋田市と両町が同等の制度で実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調 整 方 針 (案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
126 結核対策事業	結核診査協議会委員 5名 結核登録患者・患者家族健康診断 結核登録者に対して、定期的に患者宅等を訪問し、受診勧奨や事後指導を行う。また、結核患者と診断された場合、患者家族と接触者に対して検診を行う。 ・結核登録者数 111名(平成13年末)	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
127 結核対策特別促進事業	特別対策事業 ・胸部読影医師研修会 ・結核予防研修会 ・医療連携会議 ・結核技術者研修会派遣 一般対策事業 ・結核予防婦人会研修会 ・行政事務研修会派遣 ・結核予防週間PR ・パンフ等による予防啓発 ・病状調査	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
128 結核医療費公費負担事業	【目的】 結核患者の一般医療(結核予防法第34条)および命令入所(結核予防法第35条)に要する経費を負担する。 【内容】 (負担割合) 一般医療費(34条) ・公費負担範囲 全費用の95%のうち、保険診療適用分を控除した額 命令入所(35条) ・公費負担範囲 全費用のうち、保険診療適用分を控除した額	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
129 予防接種事業	<p>予防接種の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三種混合 <p>乳幼児：個別接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麻しん <p>乳幼児：個別接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風しん <p>乳幼児：個別接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本脳炎 <p>乳幼児、児童、生徒：個別接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二種混合 <p>乳幼児：個別接種</p> <p>児 童：三種混合の二期分として集団接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポリオ <p>乳幼児：集団接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ <p>高齢者：個別接種</p> <p>接種方法</p> <p>乳幼児期の個別接種については、平成15年度は秋田市医師会を通して、48の受託医療機関に委託している。ワクチンは市が購入し、いずれも自己負担なし。</p>	<p>予防接種の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三種混合 <p>乳幼児：個別接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麻しん <p>乳幼児：個別接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風しん <p>乳幼児：個別接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本脳炎 <p>乳幼児、児童：個別接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二種混合 <p>児 童：三種混合の二期分として個別接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポリオ <p>乳幼児：集団接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ <p>高齢者：個別接種</p> <p>内容、接種方法</p> <p>乳幼児期の個別接種については、平成15年度は秋田市医師会の契約医療機関に委託している。いずれも自己負担なし。</p>	<p>予防接種の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三種混合 <p>乳幼児：個別接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麻しん <p>乳幼児：個別接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風しん <p>乳幼児：個別接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本脳炎 <p>乳幼児、児童、生徒：個別接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二種混合 <p>児 童：個別接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポリオ <p>乳幼児：集団接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ <p>高齢者：個別接種</p> <p>接種方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期の個別接種については、秋田市医師会との契約により定められた接種料金で委託している。受診者の自己負担なし。 ・インフルエンザについては、秋田県医師会との契約による。実施期間および町負担額を定め、差額を医療機関で受診者が支払う方式 	秋田市と両町が同等の制度で実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
130 予防接種事業(特別予防接種該当者支援事業)	<p>予防接種の種類 委託料(ワクチン代・消費税込み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三種混合 6,221円 ・麻しん 7,465円 ・風しん 7,465円 ・日本脳炎 5,670円 ・二種混合 5,481円 ・ツベルクリン反応 3,329円 ・BCG 5,775円 <p>県が設定した金額 支援対象者</p> <p>秋田市が秋田大学医学部附属病院長と締結した「特別予防接種の実施に関する委託契約書」により特別予防接種を受けた秋田市に住民登録をしている児の保護者</p> <p>支援の内容 特別予防接種において、保護者が秋田大学医学部附属病院に支払った接種料金の全額を助成する。</p>	<p>予防接種の種類 委託料(ワクチン代・消費税込み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三種混合 6,221円 ・麻しん 7,465円 ・風しん 7,465円 ・日本脳炎 5,670円 ・二種混合 5,481円 ・ツベルクリン反応 3,329円 ・BCG 5,775円 <p>県が設定した金額 支援対象者</p> <p>基礎疾患を有し、町が実施する定期の予防接種を受けることが困難な児</p> <p>支援の内容 特別予防接種において、保護者が秋田大学医学部附属病院に支払った接種料金の全額を助成する。</p>	未実施	秋田市と河辺町のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
131 予防接種事業(予防接種事業協議会)	<p>予防接種事業を円滑に実施するため、事業実施上必要な事項を協議する。</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
132 予防接種事業(予防接種講演会)	<p>医師を対象に講演会を開催し、予防接種に関する情報を提供する。</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
133 難病患者等居宅生活支援事業	<p>内容 難病患者等の家庭に対して、ホームヘルパーを派遣し、入浴などの介護や掃除などの家事サービスを提供する。</p> <p>対象疾患 厚生労働省指定の厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業(特定疾患調査研究分野)の対象疾患患者および関節リウマチ患者(身体障害者手帳所持者、介護保険認定者を除く)</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
134 難病患者地域支援対策推進事業	<p>訪問相談事業 難病患者宅へ保健師を相談員として派遣する。</p> <p>医療相談事業 疾患別の医療相談会を年間3回開催する。</p>	未実施	在宅で暮らす難病患者や家族等より相談があった場合、相談や訪問に応じ、必要な支援を実施する。	秋田市と雄和町のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
135 難病対策事業(経由事務)	県経由事務(諸申請・届出受付)	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
136 エイズ予防対策事業	<p>エイズ相談検査(C型肝炎検査含む)を実施するとともに予防啓発を行う。</p> <p>国立保健医療科学院で実施されるエイズ対策研修等に職員を派遣し、エイズ対策に関する知識、カウンセリングの技法、エイズ対策計画立案の手法等を習得する。</p> <p>相談検査実施日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月 第1・第3金曜日 午前9時～11時 ・毎月 第4水曜日 午後7時～9時 	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調 整 方 針 (案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
137 結核・感染症発生動向調査事業	患者定点19医療機関および病原体定点2医療機関から毎週または毎月患者数等の報告を受け、地方衛生科学研究所に報告のうえ、解析データを医療機関等に還元する。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
138 感染症予防事業	1類および2類感染症患者発生時には第二種指定医療機関に患者を搬送し入院措置を取る。 入院の延長が必要な際は、感染症診査協議会を開き対応を協議し、必要に応じ入院延長勧告にて転帰まで対応する。 患者入院医療費自己負担分を公費でまかなう。 上記に係る報償費および扶助費等の他、感染症予防に関する研修旅費の補助を国に申請し、審査のうえ補助を受ける。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
139 感染症予防対策事業	感染症集団発生時に、患者および接触者の健康調査と併せ、必要に応じウイルス検査等を県衛生科学研究所等へ依頼するとともに、衛生指導等を行う。 また、感染症予防に係る会議等に出席し、情報の入手および予防知識の習得をはかる。	水害等による家屋の浸水等が起きた場合、町職員が衛生害虫駆除を行う。	水害等による浸水家屋発生の場合、町職員が消毒を行う。	秋田市では、水害等による家屋の浸水時には、衛生指導のみを実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
140 食品衛生法に基づく施設の営業許可および監視指導	<p>営業許可 政令で定める公衆衛生に与える影響が著しい営業施設に対する営業許可手続きを行う。</p> <p>監視指導 食品関係営業者を対象に食品衛生に関する監視および指導(食品等の衛生的な取扱い、表示、施設基準の遵守等)を行う。</p> <p>・対象施設 要許可 5,979施設 不要許可 3,596施設</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
141 食品の収去検査、特殊検査	<p>収去検査(流通食品等の腸管出血性大腸菌汚染実態調査を含む) 市内で製造、加工、調理、販売される食品等について、規格基準、指導基準に基づく検査を実施する。検査結果については収去者に通知し、違反等が確認された場合は必要な措置を講じる。</p> <p>特殊検査 市内で生産または販売されている野菜、貝類等について、残留農薬、貝毒等の検査を実施する。検査結果については公表し、違反等が確認された場合は必要な措置を講じる。</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
142 食中毒に関する調査、 事務	食中毒の事故の発生をみた場合には、直ちにその事故の原因を追及し、迅速に原因となった食品や発生の機序を排除するための適切な措置を講じる。さらに、これらの処理が行われた後も、再発防止のためその教訓を事後の食中毒予防対策に生かす。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
143 不良食品・違反食品に関する調査、 事務	違反食品等について流通阻止、再発防止により食品の安全性の確保をはかり、飲食による危害を防止する。 探知した違反食品等について速やかな回収措置等による流通阻止、原因究明等による再発防止策を講ずる。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
144 市場における流通食品の監視・検査	秋田市中央卸売市場の早朝監視業務を行い、施設で取引および荷さばきされる生鮮食料品等について、市内等への流通前に違反食品等の発見排除につとめる。 また、関連事業所、買参人等に対し、施設および食品等の取扱いにおける監視指導を行う。 ・通常監視 2回以上/月 ・集中監視 夏期および年末一斉取締り (各1回/年)	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
145 秋田市フグの取扱いに関する指導要綱に基づく事務および監視指導	秋田市フグの取扱いに関する指導要綱に基づく届出事務等フグの取扱いをする施設に対し、「フグ取扱い届出済証」の交付等を行う。 ・フグ取扱い届出施設：98施設 フグ取扱い施設に対する監視指導 フグの安全な取扱いについて、指導要綱等に基づき監視指導を行う。 フグ取扱い講習 フグ取扱者になろうとする者に対し、フグによる食中毒防止に必要な知識を習得させるため講習を行う。 ・講習会 秋田県食品衛生協会主催、2年に1回開催	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
146 食品衛生協会および食品関係団体の指導育成	<p>秋田市食品衛生推進員の委嘱および養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(社)秋田県食品衛生協会会長が推薦する者を秋田市長が委嘱する。 <p>委嘱期間：2年、79名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋田食品衛生協会指導員部会の研修会等による衛生教育により、食品衛生推進員の養成、資質向上をはかる。 <p>食品衛生推進員の活動</p> <p>秋田食品衛生協会の事業として、食品営業者等に対する助言、営業施設の巡回指導、衛生思想の普及啓発等を実施し、保健所はその事業の協力、指導・助言をする。</p> <p>食品衛生事業に関する秋田市保健所長表彰</p> <p>秋田食品衛生協会会長が推薦する食品衛生功労者ならびに食品衛生優良施設について、保健所長が選考基準に基づき審査のうえ表彰することにより、営業者の食品衛生意識の高揚に資する。</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
147 食品取扱者および消費者の衛生教育・啓発普及・相談	<p>食品取扱者等に対する衛生教育</p> <p>営業者 3,872人(55回) 給食従事者 585人(8回) 消費者 2,394人(25回) 合 計 6,851人(88回)</p> <p>啓発普及 チラシ、ポスター等の作成配布 (監視時等)</p> <p>食品等に関する苦情、相談対応 ・苦情等に対する応接および関係施設の監視指導等 ・違反食品等が確認された場合は「143 不良食品・違反食品に関する調査、事務」により速やかに適切な措置を講ずる。 ・苦情、相談件数 226件/年</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
148 犬の登録・狂犬病予防注射に関する業務	<p>狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、これを撲滅することにより、公衆衛生の向上および公共の福祉の増進をはかる。</p> <p>犬の登録 生涯1回 犬の狂犬病予防注射 毎年1回</p>	<p>狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、これを撲滅することにより、公衆衛生の向上および公共の福祉の増進をはかる。</p> <p>犬の登録 生涯1回 犬の狂犬病予防注射 毎年1回</p>	<p>狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、これを撲滅することにより、公衆衛生の向上および公共の福祉の増進をはかる。</p> <p>犬の登録 生涯1回 犬の狂犬病予防注射 毎年1回</p>	秋田市および両町で同等の制度で実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。(受付窓口は両町にも設置する。)

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
149 狂犬病予防法による犬の捕獲、抑留、処分に關する業務	<p>狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、これを撲滅することにより、公衆衛生の向上および公共の福祉の増進をはかる。</p> <p>係留されていない犬の捕獲、飼い主への返還</p> <p>捕獲した犬の抑留(委託業務)、公示</p> <p>捕獲した犬の処分(委託業務)</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
150 動物愛護事業	<p>動物愛護精神の高揚、動物の健康および安全の保持、動物の適正な取扱い等について普及・啓発し、人と動物が調和しつつ共生する社会づくりを推進する。</p> <p>家庭犬のしつけ方教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間2回 ・犬の習性、本能、基本的なしつけ方等、適正な飼養法について、講義するとともにモデル犬を用いて実演を行う。 <p>飼い主紹介制度</p> <p>何らかの理由(引っ越し、望まない繁殖など)で、犬を飼い続けることができなくなった人を、新たに犬を飼いたいと考えている人に紹介する。</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
151 犬猫の引き取り	何らかの理由で飼えなくなった犬またはねこの引き取り 引き取りを希望する飼い主に対して、適切な措置(避妊や去勢など)がなされるよう指導および助言を行う。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
152 負傷動物の保護、収容	市内の道路、公園、広場その他公共の場所において、疾病にかかり、もしくは負傷した犬、ねこ等の動物がいるとの通報が市民からあった場合、収容、治療を行い、その内容について公示する。 飼い主が判明した場合は、飼い主に返還する。(返還手数料発生) 飼い主が現れない場合や治療等加えても生存することが出来ない場合、治療等がかえって苦痛を与える場合など、死期を早めることが適当であると獣医師が判断した場合は、安楽死処置とする。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
153 秋田県動物の愛護及び管理に関する条例に係わる事業	飼い犬による事故(咬傷など)発生時の調査、指導、措置 犬が人の生命、身体または財産に危害を加え、または加えるおそれがある場合の飼い主に対する指導、措置、立入調査	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
154 化製場等に関する法律に係わる許可および衛生指導	<p>死亡獣畜取扱場(化製場含む)関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡獣畜取扱場等(化製場含む)設置の許可 ・死亡獣畜取扱場外処理の許可 ・死亡獣畜取扱場等構造設備等変更の届け ・死亡獣畜取扱場等設置許可申請書記載事項変更届け ・死亡獣畜取扱場等経営停止(廃止)届け 動物の飼養(収容) ・関係動物の飼養(収容)届け出 ・動物の飼養(収容)許可申請書記載事項変更届け 	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
155 と畜場の設置許可に係わる事務	<p>と畜場(簡易と畜場含む)の設置許可</p> <p>食用に供する目的で獣畜をと殺し、または解体の業を営む者(と畜業者)に対して施設の許可手続きを行う。</p> <p>と畜場の構造設備変更届け許可を受けて設置したと畜場について、構造設備等の変更しようとする業者の変更手続きを行う。</p> <p>自家用と殺の届け</p> <p>獣畜の自家用と殺をしようとする者は、と殺5日前までに届け出を行う。</p> <p>と畜場外と殺の許可</p> <p>と畜場以外の場所において獣畜をと殺しようとする者に対してと殺許可を行う。</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
156 と殺もしくは解体した 獣畜の検査に係わる事務	と畜検査員(獣医師)は、と畜業者がと畜場に搬入し、と畜検査の申請をした獣畜のと畜検査を実施し、疾病の有無を確認する。検査の結果、検査に合格した肉、内臓、および皮に検印を押す。疾病もしくは食用に供することができない場合、と殺または解体の禁止の措置を講ずる。また、食用に供することができない肉、内臓および皮については、その廃棄措置を講ずる。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
157 と畜場の衛生指導に係 わる業務	と畜場の設置者または管理者に対する定期的なと畜場内の衛生指導の実施および立入検査を行う。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
158 食鳥処理場の許可に係 わる業務	食鳥処理事業(認定小規模食鳥処理場を含む)許可 食鳥処理場を営もうとするもの に対して、食鳥処理場ごとに食鳥 処理事業許可手続きを行う。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
159 食鳥処理衛生管理者の 配置等に係わる業務	食鳥処理の事業について、衛生上 の見地から必要な規制を行うと ともに、食鳥肉等に起因する衛生上 の危害の防止をはかる。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
160 食鳥の検査に係わる業務	指定検査機関における食鳥の検査 脱羽後検査、内臓摘出後検査の実施(廃棄も含む) 認定小規模食鳥処理場の食鳥検査における確認規定による検査	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
161 食鳥処理場の衛生指導に係わる業務	食鳥処理場(認定小規模食鳥処理場を含む)に対する定期的な衛生指導の実施および立入検査	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
162 旅館業、興行場、公衆浴場の営業許可および衛生指導	市民の安全で快適な生活に寄与するよう、営業施設の衛生を確保する。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
163 理容所、美容所、クリーニング所の開設確認および衛生指導	市民の安全で快適な生活に寄与するよう、営業施設の衛生を確保する。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
164 特定建築物の届出の受理および衛生指導	市民の安全で快適な生活に寄与するよう、建築物の衛生的環境を確保する。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
165 温泉利用施設の許可および衛生指導	市民の健康の保護に寄与するよう、温泉の利用の適正化をはかる。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
166 温泉の掘削、増掘等の許可申請等の受理および進達	貴重な天然資源である温泉を保護し、公共の福祉の増進に寄与する。(県事務の一部が委譲、經由事務)	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
167 有害物質を含有する家庭用品の試買検査および指導	家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を防止するため、保健衛生上の見地から規制を行い、安全性の確保をはかる。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
168 専用水道の確認および衛生指導	清浄で豊富低廉な水の供給をはかり、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するよう、専用水道の施設の適正化をはかる。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
169 簡易専用水道の届出の受理および衛生指導	清浄で豊富低廉な水の供給をはかり、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するよう、簡易専用水道の施設の適正化をはかる。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
170 小規模水道事業の経営認可および衛生指導	水道法が適用されない小規模な水道施設については、秋田県小規模水道条例で規定されている。これらについて、清浄で豊富低廉な水の供給をはかり、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するよう、施設の適正化をはかる。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
171 飲用井戸等の衛生指導	水道法等の規制を受けない水道の管理の適正化と総合的な衛生の確保をはかる。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
172 コインオペレーション クリーニング施設の届出 の受理および衛生指導	市民の安全で快適な生活に寄与するよう、営業施設の衛生を確保する。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
173 遊泳用プールの届出の 受理および衛生指導	多人数が利用する遊泳用プールの施設設備および維持管理の適正化をはかり、衛生を確保することで市民の安全で快適な生活に寄与する。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
174 衛生害虫に関する相談	市民の安全で快適な生活に寄与するよう、衛生害虫に関する相談に応じ、必要なアドバイスをする。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
175 食品衛生関係理化学検査	食品等に関する検査計画に従い実施 ・食品添加物に関する検査 ・食品成分規格に関する検査 ・特殊検査	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
176 食品衛生関係微生物検査	食品等に関する検査計画に従い実施 ・食品の衛生管理面に関する検査 ・食品の食中毒菌に関する検査 食中毒等発生時の原因究明のため実施 ・糞便、食品、拭き取り等の検査	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
177 環境衛生関係理化学検査	環境指導関係行政検査計画に従い実施 ・公衆浴場水に関する検査 ・プール水に関する検査 廃棄物対策課からの依頼により実施 ・処理施設放流水に関する検査 ・燃えがら、汚泥に関する検査 ・太平地区の水質、底質に関する検査	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
178 環境衛生関係微生物検査	環境指導関係行政検査計画に従い実施 ・公衆浴場水に関する検査 ・プール水に関する検査 ・おしぼりに関する検査 廃棄物対策課からの依頼により実施 ・処理施設放流水に関する検査	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
179 感染症検査	健康管理課疾病予防担当からの依頼検査 ・感染症に関する微生物検査 ・エイズクリニックに伴った免疫血清検査	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。